## 議第100号

高山市宿泊税条例について

高山市宿泊税条例を次のように制定するものとする。

令和6年12月2日提出

高山市長 田 中 明

## 提案理由

観光を活用した持続可能な地域づくりをすすめる財源として、宿泊税を課するため制定しようとする。

高山市宿泊税条例

(目的)

第1条 市は、国際観光都市として成熟した飛騨高山の観光の強みを、市のまちづくり全般に波及させ、住んでよし、訪れてよしの持続可能な地域づくりをすすめる施策に要する費用に充てるため、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。

(使途)

- 第2条 宿泊税は、前条の目的を達成するために必要な観光振興と市民生活の調和に資する、次に 掲げる事業及び賦課徴収に係る経費の財源に充てるものとする。
  - (1) 観光資源の磨き上げや地域特性を活かした観光の振興(観光振興事業)
  - (2) 自然環境の保全・活用や生活環境の向上(環境保全事業)
  - (3) 歴史、伝統文化の保全・継承(文化振興事業)
  - (4) 災害時などにおける危機管理体制の強化(危機管理事業)
  - (5) 観光を活用した持続可能な地域づくりを支える体制の支援(組織運営事業)

(定義)

- 第3条 この条例において使用する用語の意義は、法及び高山市税条例(昭和30年高山市条例第32号)に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 旅館業 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業(同条第4項に規定する下宿営業を除く。)をいう。
  - (2) 住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿 泊事業をいう。
  - (3) 宿泊施設 旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅をいう。
  - (4) 宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。
  - (5) 宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき金額であって、規則で定めるものをいう。

(納税義務者等)

第4条 宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

(課税免除)

- 第5条 次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。
  - (1) 年齢12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
  - (2) 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)をいう。)の行事として行われる修学旅行の児童及び生徒並びにこれらの者を引率する教職員及び介助する者

(税率)

- 第6条 宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号 に定める額とする。
  - (1) 宿泊料金が10,000円未満である場合 100円
  - (2) 宿泊料金が10,000円以上30,000円未満である場合 200円
  - (3) 宿泊料金が30,000円以上である場合 300円 (減免)
- 第7条 市長は、天災その他特別の事情がある場合において、宿泊税の減免が必要と認める者に限り、宿泊税を減免することができる。

(徴収の方法)

第8条 宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

(特別徴収義務者)

- 第9条 宿泊税の特別徴収義務者(以下「特別徴収義務者」という。)は、旅館業又は住宅宿泊事業の経営者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、宿泊税の徴収について便宜を 有すると認める者を特別徴収義務者に指定することができる。
- 3 特別徴収義務者は、宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。 (特別徴収義務者の申告等)
- 第10条 前条第1項の規定により特別徴収義務者となるべき者にあっては、宿泊施設の経営を開始しようとする日の前日までに、同条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者にあっては、指定を受けた日から10日以内に、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。
  - (1) 特別徴収義務者の住所又は所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)(個人番号又は法人番号を有しないものにあっては、住所又は所在地及び氏名又は名称)
  - (2) 宿泊施設の所在地及び名称
  - (3) 客室数その他設備の概要
  - (4) 経営を開始する予定年月日(申告の日において既に経営を開始している場合にあっては、経営を開始した年月日)
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項の規定により申告書を提出した者は、前項各号に掲げる事項に異動があったときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

- 3 第1項の規定による申告をした者は、当該宿泊施設の経営を1月以上休止しようとするときは、 あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 前項の規定による届出をした者であって、当該届出に係る休止期間を定めなかったものは、当 該宿泊施設の経営を再開しようとするときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならな い。
- 5 第1項の規定による申告をした者は、当該宿泊施設の経営を廃止したときは、廃止した日から 10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(納税管理人)

- 第11条 特別徴収義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所(以下この項において「住所等」という。)を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、市内に住所等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営む者に限る。)のうちから納税管理人を定め、その必要が生じた日から10日以内にこれを市長に申告し、又は市外に住所等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営む者に限る。)のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて同日から10日以内に市長に申請してその承認を受けなければならない。この場合において、納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告し、又は申請した事項に異動を生じた場合においても、また同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保 に支障がないことについて市長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを 要しない。この場合において、当該申請した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日か ら10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(申告納入)

- 第12条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までの間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出するとともに、当該申告に係る納入金を納入しなければならない。
- 2 特別徴収義務者が、規則で定める要件に該当するものとして規則で定めるところにより市長の 承認を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間において徴収すべ き宿泊税に係る前項の納入申告書を、同表の右欄に掲げる日までに、市長に提出するとともに、 当該申告に係る納入金を納入しなければならない。ただし、宿泊施設の経営を1月以上休止しよ うとする場合又は廃止した場合には、その休止しようとする日又は廃止した日までに徴収すべき 宿泊税について、その日から1月以内に、これを申告し、かつ、納入しなければならない。

3月1日から5月末日まで	6月末日
6月1日から8月末日まで	9月末日
9月1日から11月末日まで	12月末日
12月1日から2月末日まで	3月末日

3 市長は、前項の承認を受けた特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、同項の規定による承認を取り消すことができる。

(不足金額等の納入)

第13条 特別徴収義務者は、法第733条の17、第733条の18又は第733条の19の規 定による通知を受けた場合には、不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加 算金額を当該通知により指定する納期限までに納入しなければならない。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

- 第14条 市長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。
- 2 特別徴収義務者は、前項の規定により還付又は納入の義務の免除を申請する場合は、当該還付 又は納入の義務の免除を必要とする理由を証するに足りる書類を添えて、市長に申請しなればな らない。
- 3 市長は、第1項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。
- 4 市長は、第1項の規定による申請があった場合には、同項又は前項の規定による措置を採るかどうかについて、当該申請があった日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(特別徴収義務者の帳簿の記載義務等)

- 第15条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え付けて、次に掲げる事項を帳簿に記載し、かつ、当該帳簿を第12条第1項又は第2項の規定により納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から5年間保存しなければならない。
  - (1) 宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、かつ、当該書類に記載する宿泊が行われた日の 属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から2年間保存しなければならない。
  - (1) 宿泊に係る売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数及び宿泊税額が記載されている もの
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 特別徴収義務者は、第5条第1号に規定する課税免除の対象となる者の氏名及び生年月日を宿 泊者に記載させた書類を、当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起

算して3月を経過した日から2年間保存しなければならない。

(帳簿及び書類の電磁的記録による保存等)

- 第16条 特別徴収義務者は、前条第1項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿 (以下「関係帳簿」という。)の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電 子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的 記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作ら れる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の備付 け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。
- 2 特別徴収義務者は、前条第2項の規定により作成及び保存をしなければならない書類(以下「関係書類」という。)の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。
- 3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類(規則で定めるものを除く。)の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき(当該関係書類の保存が行われている場合を除く。)は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

(帳簿及び書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

- 第17条 特別徴収義務者は、関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫 して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る 電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用い て電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。)による保存 をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。
- 2 特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して 作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出 カマイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。
- 3 前条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は同条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該関係帳簿又は当該関係書類の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

(市税に関する法令の規定の適用)

第18条 第16条第1項、第2項若しくは第3項前段又は前条各項のいずれかに規定する規則で 定めるところに従って備付け及び保存が行われている関係帳簿又は保存が行われている関係書類 に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する市税に関する法令の規定の適用 については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該関係帳簿又は当該関係 書類とみなす。

(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税)

第19条 宿泊税は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の22の4第6号及び 第6条の22の9第4号に規定する条例で指定する法定外目的税とする。

(賦課徴収)

第20条 宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び高山市税条例の 定めるところによる。

(使途の公表)

第21条 市長は、毎年度、宿泊税の使途を公表するものとする。

(委任)

- 第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 (帳簿の記載義務違反等に関する罪)
- 第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
  - (1) 第15条第1項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、 若しくは虚偽の記載をした者又は同項の帳簿を隠匿した者
  - (2) 第15条第1項の規定に違反して同項の帳簿を同項に定める期間保存しなかった者
  - (3) 第15条第2項の規定により作成すべき書類について正当な事由がなくて作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成した者又は同項の書類を隠匿した者
  - (4) 第15条第2項の規定に違反して同項の書類を同項に定める期間保存しなかった者
  - (5) 第15条第3項の規定に違反して同項の書類を同項に定める期間保存しなかった者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項に規定する違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

- 第24条 第11条第2項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。
- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、令和7 年2月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の宿泊(施行日の前日から 施行日にかけて行われる宿泊を除く。)について適用する。

(経過措置)

3 令和7年2月1日において現に旅館業又は住宅宿泊事業を経営している者又は同日から施行日までの間において旅館業又は住宅宿泊事業を経営しようとする者は、施行日の前日までに、第10条第1項の規定の例により市長に申告しなければならない。

(準備行為)

4 第9条第2項の規定による指定、第11条第1項の規定による承認及び第12条第2項の規定 による承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができ る。

(検討)

5 市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、 この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所 要の措置を講ずるものとし、その後においても、5年ごとに同様の検討を行うものとする。